



ると「個人情報保護法のこともあるので最近掲載するのをやめた」との返事だった。事故を未然に防ぐ目的もあるのだという。

幼稚園側は「こちらからお教えできません。一軒一軒、電話をかけて住所を教えてもらって下さい」とのことだったので、やむな

きる限り特定する②偽りその他不正の手段により個人情報取得してはならない——などのルールを課すものである。国に問い合わせたが、本件の幼稚園の場合、住所を緊急連絡用として記載すること、また同意なき場合は非掲載の自由があることを伝えれば問題な

先かもわからない。主婦なから付き合いの中でわかるかもしれないが、フルタイムワーカーには大きな障壁になる。地域社会のコミュニケーションは崩壊しかねないし、相互無関心も助長される恐れがある。

また、クラス単位の小さな情報集積でも、連絡網の使用終了時に返却を求めるなどきちんと対応をする必要があるだろう。

個人情報保護法の目的をうたった第1条には「個人情報の有用性に配慮しつつ」との文言が入っている。この原則をきちんと理解し、乱用や誤用のないよう

昨年暮れのことである。5歳になる下の子が「先生と友達に年賀状を出してみたい」と言い出したので、我が子の成長をうれしく思いながら手伝った。

ところが、あて先を書こうとして幼稚園の連絡網を見ると、住所が記載されていないことに気がついた。長男が通う小学校の連絡網には掲載されているし、幼稚園でもかつては掲載されていたはずである。疑問に思い、幼稚園に問い合わせ

## ◆個人情報

# 不安の連鎖に歯止めを

くその通りにした。幼稚園の、小さなクラスメイト同士のことである。もちろん皆さん快く教えてくれたが、お互いに失笑し、いかにも間の抜けた電話だった。

いとのことだった。

最近、子供を対象とした事件が頻発している。教育現場が敏感になるのは痛いほどわかる。住所を非掲載とする処置は、防犯ビデオ

中に、教育現場管理者の不安の連鎖によって、逆に潜在的な危険をいっそう高めているような気がしてならない。

もちろん、個人情報保護の観点からすれば、学校のように大きな規模の住所録

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104・8011朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールはsiten@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

# 私の視点

個人情報保護法が4月から完全施行される。その趣旨は、個人情報取り扱い事業者に対し①利用目的をで

なかるかもしれない。しかし、住所がわからないければ、1000以上の至近距離に住んでいるのか、2

注意する必要があることは言うまでもない。

どこかの学校が始めると、

ほとんど不安になってこれが連鎖していく。教育現場管理者においては、不安のあまり保護者に聞きませずにとにかく「非掲載」とする、のではなく、掲載の自由についても保障してもらいたい。

我々には、所属している集団について知る、相互関心の権利もあるのである。それが従来機能してきた安全な日本の基本的なよりどころではないか。